

第55号議案

蒲郡市市税条例の一部改正について

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年6月12日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

第1条 蒲郡市市税条例（昭和29年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第32条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第37条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第37条の2の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第37条の2の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第50条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「場合は」を「場合には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第50条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第50条の2第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349

条の3第11項」に改める。

第50条の3の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第59条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第59条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第60条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第83条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第83条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第147条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第2条の3中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第2条の4の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第5条中「附則第15条から第15条の3の2までの規定」を「附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定」に、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」を「又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第5条の2中第15項を第16項とし、第9項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第5条の2に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

附則第6条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第7条の3の見出し及び同条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで又は第15条の3」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の3又は第61条」に、「又は第34項」を「又は第33項」に、「第34項又は法」を「第33項又は」に、「若しくは第15条の3」を「、第15条の3若しくは第61条」に改める。

附則第12条の2の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第14条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平

成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条の2の3の見出し及び同条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第16条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第16条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第20条の2第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第24条中「平成33年3月30日」を「令和3年3月30日」に改める。

附則第25条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第25条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

第2条 蒲郡市市税条例の一部を次のように改正する。

第28条第4項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第35条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第35条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第2項から第4項まで」を「第48条第2項から第9項まで」に改める。

第35条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「市町村」を「市」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に改め、同条第2項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に改め、同条第5項中「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同条第8項中「第321条の8第51項」を「第321条の

8第61項」に改め、同条第9項中「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に改める。

第83条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第5条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第5条の2第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第12条中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第28条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の2の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第29条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第2条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中蒲郡市市税条例第83条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日

- (2) 第1条中蒲郡市市税条例第32条及び第37条第1項ただし書の改正規定並びに第2条中蒲郡市市税条例附則第5条、第5条の2第17項及び第12条の改正規定並びに同条例附則に2条を加える改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中蒲郡市市税条例第83条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中蒲郡市市税条例附則第16条第1項及び第16条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の蒲郡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第32条及び第37条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第28条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第37条の2の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第37条の2の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同

法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第37条の2の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の蒲郡市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第50条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第50条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第59条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第7条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年蒲郡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第12項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第13項の表第4項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第5項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(蒲郡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 蒲郡市市税条例の一部を改正する条例(平成29年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第1条ただし書及び第2条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(蒲郡市市税条例及び災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 蒲郡市市税条例及び災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例(平成29年蒲郡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条第2項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年蒲郡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

（蒲郡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第12条 蒲郡市市税条例の一部を改正する条例（平成31年蒲郡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2条から第4条までの規定中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第5条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第 5 5 号議案資料 (5-1)

改正内容

1 第 1 条による改正

(1) 個人の市民税

ア 地方税法において未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われたことに伴い、所得控除にひとり親控除を追加する等の規定の整備を行う。

[第 3 2 条及び第 3 7 条第 1 項]

イ 1(1)アの見直しを踏まえ、給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、申告書にその旨を記載することを不要とする。

[第 3 7 条の 2 の 2 第 1 項及び第 3 7 条の 2 の 3 第 1 項]

ウ 個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から 1 0 0 万円を控除することができる課税の特例が創設されたことに伴う規定の整備を行う。

[附則第 1 6 条第 1 項及び附則第 1 6 条の 2 第 3 項]

エ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を令和 5 年度分の個人の市民税まで 3 年延長する。

[附則第 1 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項]

(2) 固定資産税及び都市計画税

ア 震災等により固定資産の所有者が不明である場合に、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課するときは、あらかじめその使用者に通知しなければならないこととする。

[第 5 0 条第 4 項]

イ 相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者が不明である場合には、あらかじめ通知した上で、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることとする。

[改正後の第 5 0 条第 5 項]

ウ 登記簿又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者（相続人等）について、住所、氏名その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告しなければならないこととするほか、正当な理由がなくて当該申告をしなかった者に対する所要の罰則を設けることとする。

[改正後の第 5 9 条の 3 及び第 6 0 条第 1 項]

第 5 5 号議案資料 (5-2)

エ 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得した一定の水力発電設備に対する固定資産税の課税標準を、当該水力発電設備に対して固定資産税が課される年度から3年度分に限り、当該水力発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額とする（わがまち特例）。

[改正後の附則第5条の2第9項]

オ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、当該中小事業者等が令和3年3月31日までに生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の事業用家屋及び構築物について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間は、固定資産税の課税標準を0とする特例措置（わがまち特例）を導入する。

[改正後の附則第5条の2第17項]

カ その他引用規定等の整備を行う。

[改正前の第50条第2項及び第5項から第7項まで、第50条の2第9項及び第10項、第50条の3、第147条第2項、附則第5条、附則第5条の2第9項から第15項まで、附則第7条、附則第8条、附則第12条、附則第14条並びに附則第15条]

(3) 軽自動車税

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の軽自動車に係る環境性能割の税率を1パーセント軽減する特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで半年延長する。

[附則第25条の2]

(4) 市たばこ税

軽量の葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間においては、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定について、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算する方法とする。

[第83条第2項及び第4項]

(5) その他

元号改正に伴う規定の整理等を行う。

[附則第2条の3、附則第2条の4の2第1項、附則第6条、附則第7条、附則第7条の3、附則第8条、附則第12条の2、附則第14条、附則第15条、附則第15条の2の3、附則第20条の2、附則第24条及び附則第25条]

第 5 5 号議案資料 (5-3)

2 第 2 条による改正

(1) 個人の市民税

ア 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により文化芸術又はスポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対して、観客等が入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄をした場合には、当該放棄した金額（上限 20 万円）について、寄附金税額控除を適用する。

[改正後の附則第 28 条]

イ 住宅借入金等特別税額控除について、所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用要件を弾力化する措置が講じられる場合には、その適用期限を令和 16 年度分の個人の市民税まで 1 年延長する。

[改正後の附則第 29 条]

(2) 法人の市民税

引用規定等の整備を行う。

[第 28 条第 4 項、第 35 条第 2 項及び第 3 項並びに第 48 条第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 8 項及び第 9 項]

(3) 固定資産税及び都市計画税

引用規定の整理を行う。

[附則第 5 条、附則第 5 条の 2 第 17 項及び附則第 12 条]

(4) 市たばこ税

軽量な葉巻たばこの課税方式について、令和 3 年 10 月 1 日以後においては、1 本当たりの重量が 1 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定について、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法とする。

[第 83 条第 2 項]

3 附則による改正

次の条例について、元号改正に伴う所要の整理を行う。

(1) 蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年蒲郡市条例第 17 号）
（附則第 8 条）

(2) 蒲郡市市税条例の一部を改正する条例（平成 29 年蒲郡市条例第 3 号）（附則第 9 条）

(3) 蒲郡市市税条例及び災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例（平成 29 年蒲郡市条例第 12 号）（附則第 10 条）

(4) 蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年蒲郡市条例第 15 号）
（附則第 11 条）

第 5 5 号議案資料 (5-4)

- (5) 蒲郡市市税条例の一部を改正する条例 (平成 3 1 年蒲郡市条例第 2 1 号)
(附則第 1 2 条)

4 施行期日

公布の日。ただし、次の(1)から(5)までについては、それぞれの期日とする。

- (1) 1(4)の改正規定及び5(3)アの規定 令和2年10月1日
(2) 1(1)ア並びに2(1)及び(3)の改正規定並びに5(1)イ及びウの規定 令和3年1月1日
(3) 2(4)の改正規定及び5(3)イの規定 令和3年10月1日
(4) 2(2)の改正規定及び5(1)オの規定 令和4年4月1日
(5) 1(1)ウの改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第12号) 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

5 経過措置

(1) 市民税に関する経過措置

ア 別段の定めがあるものを除き、1による改正後の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

イ 1による改正後の1(1)アの規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

ウ 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る1による改正後の1(1)アの規定の適用について、必要な読替規定を設ける。

エ 1による改正後の1(1)イの規定は、施行日以後に支払を受けるべき給与又は公的年金等について提出する申告書について適用する。

オ 4(4)に掲げる規定による改正後の規定中法人の市民税に関する部分は、4(4)に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度について適用する。

(2) 固定資産税に関する経過措置

ア 別段の定めがあるものを除き、1による改正後の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

イ 1による改正後の1(2)ア及びイの規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

ウ 1による改正後の1(2)ウの規定は、施行日以後に、現所有者であることを知った者について適用する。

第 5 5 号議案資料 (5-5)

(3) 市たばこ税に関する経過措置

ア 4(1)に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

イ 4(3)に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(4) 都市計画税に関する経過措置

1による改正後の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用する。